エ　特別転貸債
㋐　指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業
㋑　外貨埠頭会社等が行う特定用途港湾施設（コンテナ埠頭及びフェリー埠頭）の整備事業
㋒　港湾運営会社が行う埠頭群を構成する港湾施設の整備事業
㋓　国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貿埠頭の整備事業
㋔　独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
㋕　独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤　施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業等を対象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）
イ　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）
エ　消防防災設備整備費補助金

⑹　一般単独事業

①　一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

②　地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、令和７年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。）。

③　防災対策事業

防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。

④　地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤　旧合併特例事業

旧合併特例事業については、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業並びに市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15か年度（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である合併市町村又は同条第３項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）をその区域とする合併市町村においては20か年度）の間（以下「発行可能期間」という。）に市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村が行う合併市町村基本計画に基づく事業（発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。）又は平成22年３月31日までに合併した市町村において発行可能期間に都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備を含み、機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑦　公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

ア　集約化・複合化事業
イ　長寿命化事業
ウ　転用事業
エ　立地適正化事業
オ　ユニバーサルデザイン化事業
カ　除却事業

なお、令和２年度地方債同意等基準（令和２年総務省告示第127号）第二の二の１の㈠の⑹の⑦のカに定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和２年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

⑧　緊急自然災害防止対策事業

緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置付けられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑨　緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の５の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑩　脱炭素化推進事業

脱炭素化推進事業については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第１項に規定する地方公共団体実行計画（同条第２項に掲げる事項について定める計画）に基づいて行われる再生可能エネルギー設備等の整備、公共施設又は公用施設のＺＥＢ基準への適合、省エネルギー改修及びＬＥＤ照明の導入並びに電動車の導入に係る地方単独事業を対象とするものとする。

⑪　こども・子育て支援事業

こども・子育て支援事業については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和４年法律第77号）第10条第１項又は第２項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

⑫　デジタル活用推進事業

デジタル活用推進事業については、地財法第33条の５の14に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象とするものとする。